

国立大学法人滋賀医科大学における認定大学発ベンチャーの支援に関する規則

令和7年1月23日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人滋賀医科大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（以下「大学発ベンチャー認定規程」という。）第11条に規定する認定大学発ベンチャーに対し本学が行う支援に関し、必要な事項を定める。

(認定大学発ベンチャーへの支援)

第2条 認定大学発ベンチャーに対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 認定大学発ベンチャーの事務室又は研究室として、本学バイオメディカル・イノベーション施設等の本学が指定する施設（以下「施設等」という。）を貸与すること。
- (2) 前号により貸与した施設等を認定大学発ベンチャーの所在地として商業登記を認めること。
- (3) 起業のベースとなる本学に単独で帰属する知的財産権について、一定期間、実施許諾を行うこと。なお、期間及び実施許諾の条件等については、本学と認定大学発ベンチャーで協議のうえ、本学が決定するものとする。
- (4) 他企業への紹介又は他企業との共同研究契約の仲介を行うこと。
- (5) 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページにおいて広報を行うこと。
- (6) その他学長が必要と認める支援

2 認定大学発ベンチャーが前項のいずれかの支援を受けるときは、本学の関係規程等によるものとする。

3 認定大学発ベンチャーは、第1項第2号により認められた商業登記を行ったとき又は変更したときは、速やかに登記状況を示す書面を本学に提出しなければならない。

(支援に関する手続き)

第3条 認定大学発ベンチャーは、前条第1項のいずれかの支援を希望するときは、学長に届け出るものとする。

(支援期間)

第4条 第2条の支援を行うことができる期間は、本学が当該認定大学発ベンチャーとして称号を授与している期間とする。

2 学長は、認定大学発ベンチャーへの支援を行うことが大学の管理運営又は教育研究に支障を及ぼすと判断した場合は、前項の期間中であっても、支援の全部又は一部を停止又は取止めとすることができる。ただし、その場合、学長は、該当する認定大学発ベンチャーに対し事前に通知しなければならない。

(支援の終了)

第5条 本学は、認定大学発ベンチャーが次に掲げるいずれかに該当したときは、第2条に定める支援を終了するものとする。

- (1) 大学発ベンチャー認定規程第5条第3項及び第6項に定める称号授与期間が満了したとき。

(2) 大学発ベンチャー認定規程第8条の規定により大学発ベンチャーの認定を取り消したとき。

2 前項の場合，第2条第1項第2号により認められた所在地の商業登記を速やかに変更したうえで，登記状況を示す書面を本学に提出しなければならない。

(事務)

第6条 認定大学発ベンチャーの支援に関する事務は，研究推進課が処理する。

附 則

この規程は，令和7年2月1日から施行する。